

仕 様 書

教育委員会事務局総務部
学 校 事 務 支 援 室
(担当 安部、太田 電話 075-841-3505)

件 名	大型提示装置遠隔メンテナンスシステム構築業務
契 約 期 間	契約の日の翌日から令和7年3月31日まで
契 約 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 業務名 大型提示装置遠隔メンテナンスシステム構築業務2 内容 別紙のとおり3 支払方法 一括払い4 注意事項 (1) 落札後、速やかに学校事務支援室担当者に連絡をとること。 (2) その他、本仕様書に定めなき事項については、京都市契約事務規則によるほか、京都市の指示によるものとする。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

(別紙)

大型提示装置遠隔メンテナンスシステム構築業務仕様書

1 概要	4
(1) 件名.....	4
(2) 契約期間.....	4
(3) 目的.....	4
(4) 調達内容.....	4
(5) 納品.....	5
2 導入する環境及び前提条件について	5
(1) 利用環境.....	5
(2) 関連機器の詳細.....	7
(3) メンテナンスシステムの前提条件.....	7
3 基本要件	7
(1) 基本要件.....	7
(2) ネットワーク構築要件.....	8
(3) セキュリティ要件.....	8
(4) 必要なシステム.....	8
(5) 作業概要.....	8
(6) 機能要件.....	10
4 構築要件	11
(1) 基本要件・制約事項.....	11
(2) 構築時期.....	11
5 システム構築実施体制等の要件	11
(1) 実施体制.....	11
(2) 管理方法.....	11
(3) 導入.....	12
(4) 検収方法.....	12
(5) 最終納品物の動作確認.....	12
(6) システム開発時の留意点.....	13
6 特記事項	13
(1) 著作権その他の権利の帰属.....	13
(2) 第三者が権利を有する権利の利用.....	13
(3) 京都市に帰属しない著作物.....	13
(4) その他.....	13
7 用語の説明	14

1 概要

(1) 件名

大型提示装置遠隔メンテナンスシステム構築業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

(3) 目的

京都市では GIGA スクール構想実現のため、令和2年度に各校に Sony 製 BRAVIA（品番：KJ-65X8000H/BZ）（以下「大型提示装置」という。）を全学級に導入した。大型提示装置は、遠隔交流での利用、黒板では表現できない映像・実技動画などの掲示、準備した教材の提示などの用途で、GIGA スクール構想で導入した端末（以下「GIGA 端末」という。）、教職員が利用する端末（以下「統合端末」という。）等の画面を Miracast（ミラキャスト）機能で投影して利用しており、学習活動に必要な不可欠な機器となっている。

本業務は、大型提示装置を安定稼働させるために必要な、ファームウェアの更新、設定変更等の作業を遠隔で効率良く実施するためのシステム（以下「メンテナンスシステム」という。）を構築するもので、以下を目的とする。

なお、メンテナンスシステムの利用には、大型提示装置に専用クライアントソフトを追加導入する必要があるが、この専用クライアントソフトの開発及び納入も調達範囲とする。

【目的】

ア 大型提示装置のファームウェア及び専用アプリの更新をリモートで実施できるようにし、運用に係る作業工数の削減を図る。

イ 大型提示装置の設定状況等をリモートで確認できるようにすることで、大型提示装置の不具合に係る問い合わせ対応の効率化を図る。

(4) 調達内容

ア メンテナンスシステムの開発及び納入

イ 大型提示装置用専用クライアントソフトの開発及び納入

ウ 動作確認

エ 納品物の作成及び納入

オ 運用管理業者への運用引継

(5) 納品

ア 納品物

納品物は以下のとおりである。納入時期については、京都市が別途定めるとおりとする。

No	納品物	内容
1	ソフトウェア一式	開発したソフトウェア及び大型提示装置用ファームウェア(利用ライセンス含む。)
2	業務実施計画書	業務の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。
3	スケジュール表	構築期間中の作業工程、作業進捗を確認できるもの。
4	基本設計書	本調達の要件を実現するために実装すべき機能や基礎的な事項についてまとめたもの。
5	メンテナンスシステム導入手順書	メンテナンスシステムを端末にインストールするための手順書。
6	専用クライアントソフト導入手順書	大型提示装置に専用クライアントソフトを導入するための手順書。
7	テスト計画書及びテスト結果報告書	構築したシステム等の品質を検査するために実施する試験の内容について定義したもの。
8	動作確認報告書	システムが性能を含め、要件を満足していることの確認をした結果を記録したもの。 仕様書記載の要件を満たすことで、テスト結果報告書を動作確認報告書に代えることができる。
9	利用マニュアル	メンテナンスシステムの各種機能を運用業者向けにわかりやすくまとめたもの。システムの各種機能の説明、各種機能の利用方法、想定される不具合及びその対応方法等を記載すること。

上記 2～9 の納品物については、内容等について京都市と事前に協議し、協議内容が反映されていることの確認を受けること。

イ 納入方法

ドキュメント等の納品物については日本語で作成し、CD-R 等の記憶媒体で 1 部を納品すること。

ウ 納品場所

京都市が指定する場所とする。

2 導入する環境及び前提条件について

(1) 利用環境

ア 概要

メンテナンスシステムは、京都市の各学校に 1 台ずつ配備されている動画編集用パソコンにインストールする。メンテナンス対象の大型提示装置は、動画編集用パソコンと同一のネットワークに存在しており、L2 層で接続されている。

運用管理業者は運用管理業者拠点(学校とは別セグメントの拠点)の運用管理端末から対象校の動画編集用パソコンにリモート接続し、動画編集用パソコンを踏み台(以下、踏み台とする動画編集用パソコンを「踏み台 PC」という。)にして大型提示装置のメンテナンスを実施する。

なお、踏み台 PC からメンテナンスできる大型提示装置は、踏み台 PC と同一のネットワーク上に存在することを前提とし、異なるネットワーク(踏み台 PC が設置されている学校とは別の学校等)の大型提示装置のメンテナンス機能は不要とする。

イ 利用するネットワークの概要

本システムは京都市教育委員会の既設ネットワーク(以下「光京都ネット」という。)の学習系ネットワーク上の機器を対象に利用する。

運用管理業者拠点からは、管理用ネットワークを経由して踏み台 PC に接続する。

利用イメージは「図1:大型提示装置遠隔メンテナンスシステム(構成概要)」のとおり。

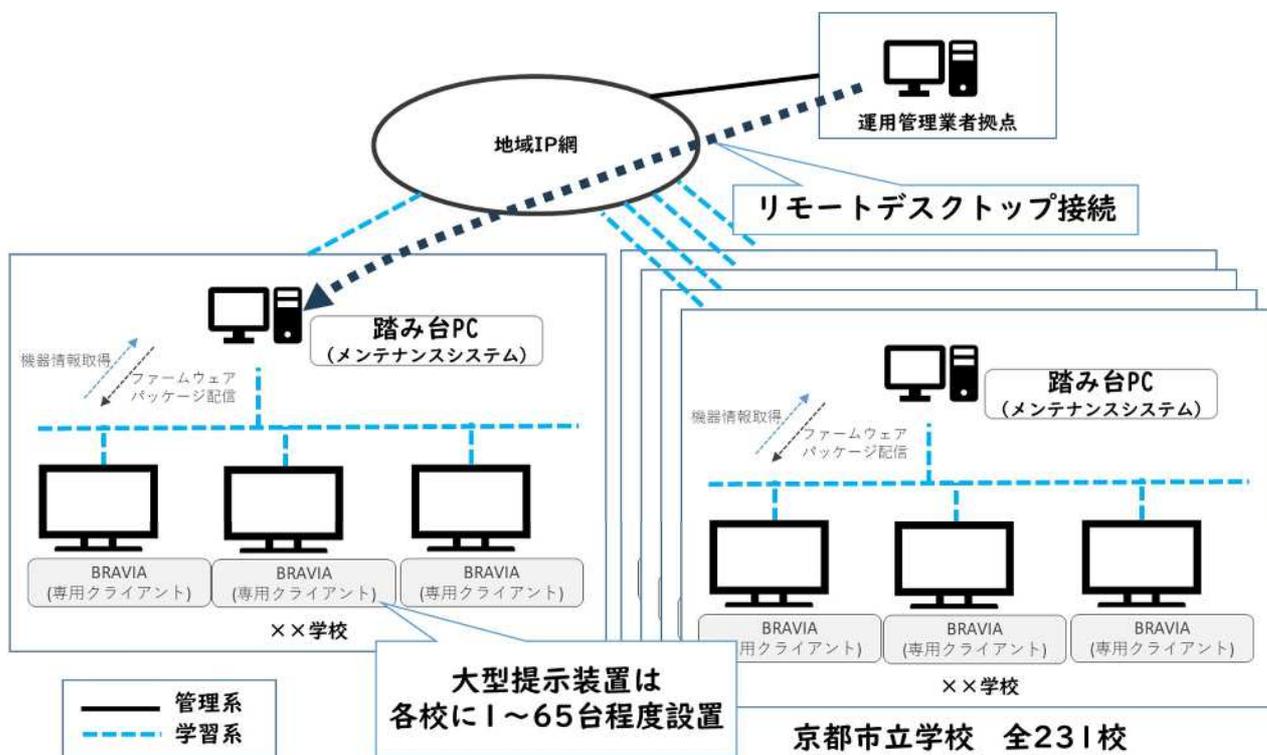


図1：大型提示装置遠隔メンテナンスシステム（構成概要）

(ア) 学習系

児童生徒の学習支援及び教職員が円滑に授業進行を行うためのシステム等が設置されている。メンテナンスシステムはこのネットワークで利用する。

(イ) 事務系

事務作業の効率化に対応したシステム等が設置されている。教職員が事務作業をする場合はこのネットワークを利用する。メンテナンスシステムはこのネットワークからは利用しない。

(ウ) 管理系

運用管理業者が運用管理で利用しているネットワーク。事務系又は学習系ネットワークへの接続は必要な範囲で許可しており、運用端末から踏み台 PC へのリモートデスクトップ接続についても許可している。

(2) 関連機器の詳細

ア 大型提示装置

メンテナンス対象の大型提示装置は、Sony 製 BRAVIA (品番: KJ-65X8000H/BZ) とし、本調達で開発した専用クライアントソフトが導入されたもののみを対象とする。ただし、今後京都市が KJ-6X800H/BZ の後継機を利用することを考慮し、できる限り後継機でも利用可能なファームウェアを提供すること。

(ア) 設置場所

京都市教育委員会の学校(義務教育課程 231 校)の校内

(イ) 設置場所及び台数

3,820 台。設置場所及び設置台数は別紙「大型提示装置設置場所・設置台数一覧」のとおり。

イ 動画編集機

本システムは各校に配備している動画編集機から利用する。動画編集機の仕様は以下のとおり。

項目	内容
ハード	インテル Corei5 以上の CPU を搭載し、メモリ 16GB 以上、ストレージ 512 GB以上のデスクトップ型パソコン。
OS	Microsoft Windows10 Pro。 (令和6年度中 OS を Windows11 Pro に更新する予定)
ネットワーク	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T の有線 LAN。 学習系ネットワークに接続している。
ログインアカウント	ローカルユーザアカウント(管理者権限有り)で利用。 ドメイン参加はしていない。

(3) メンテナンスシステムの前提条件

ア 概要

本システムは、京都市の利用環境に即した、京都市専用のシステムとして構築すること。

イ システム稼働時間

24 時間 365 日。ただし、踏み台 PC が稼働していることを前提とする。

ウ 利用対象者

運用管理業者及び京都市の担当職員

3 基本要件

設計及び構築に当たっては、下記の要件を満たすこと。

(1) 基本要件

ア 必要となる機器、構成、配置を適正化した構成とすること。

イ 既存機器への設定変更が必要な場合は、既存機器の設定と運用に係る必要な情報を開示するとともに受注者との会議を設定する。受注者は自らの責任にて設定変更等を実施すること。このとき、作業の実施にあたっては細心の注意を持って臨むこと。ただし、「表 2：作業一覧」に記載されている作業については、表のとおりの方担とする。

ウ ソフトウェア(オペレーティングシステム含む。)について、調達段階で稼働実績がある保守対応が可能な最新バージョンを採用すること。

エ 大型提示装置を含む既存機器の利用に支障を与えないこと。支障を与えた場合、発生した諸問題の解決に係る費用は、受注者の負担とする。

(2) ネットワーク構築要件

ア 本調達では既存のネットワークを利用することとし、新規ネットワーク構築は不要とすること。

イ 運用管理拠点の運用管理端末から、踏み台 PC 経由で大型提示装置のメンテナンスができるように設計すること。既存ネットワーク機器の設定変更が必要な場合は京都市側で実施するため、必要な要件を提示すること。

(3) セキュリティ要件

ア セキュリティ対策として市場に認知されている必要最低限の対策(不要なサービスの遮断、導入時の最新のセキュリティパッチの適用等)については漏れなく実施すること。ただし、構築時点の技術で実現可能な対策を現実的な方法で行うこと。

イ 安全かつ信頼性の高い構成とすること。

(4) 必要なシステム

ア メンテナンスシステム

必要となるソフトウェアは、「表 1：ソフトウェア・ライセンス一覧」のとおりとする。また、本仕様書に明記されていない場合であっても、本調達で導入するシステムの構築及び利用のため当然備えるべきソフトウェア及びライセンスについても、受注者負担で準備するものとする。

表 1：ソフトウェア・ライセンス一覧

No.	項目	数量	説明
1	メンテナンスシステム	一式	光京都ネット上の端末に限り、無制限で利用できるライセンス(永続利用権)を付与すること。
2	専用クライアントソフト	一式	京都市教育委員会で利用する大型提示装置全台の利用ライセンス(永続利用権)を付与すること。

※構築から運用開始までの間に必要なライセンスも含むこと。

※京都市への納品後、正常に動作しない、本仕様書に記載の機能を満たさない、著しく動作が遅い等の不具合が判明した場合は、納品後 1 年間に限り、納品物の改修又は代替品の納品のいずれかの対応をすること。

(5) 作業概要

必要となる作業は以下「表 2：作業一覧」を想定している。

なお、本仕様書に明記されていない場合であっても、本システム提供業務のために当然実施すべき作業については、受注者負担で実施するものとする。

表 2：作業一覧

○…主担当 △…副担当(主担当の支援)

No.	項目	担当	備考
1	メンテナンスシステムの開発	○受注者	<ol style="list-style-type: none"> 1 京都市の要件を満たすソフトウェアを開発する。 2 専用のインストーラー及びインストールマニュアルを作成する。 3 踏み台 PC を用いた動作確認をする。
2	専用クライアントソフトの開発	○受注者	<ol style="list-style-type: none"> 1 メンテナンスシステムの動作に必要な大型提示装置の専用クライアントソフトを開発する。 2 大型提示装置へ実際に適用し、メンテナンスシステム以外の機能に支障がないか確認をする。 3 ICT 支援員が大型提示装置にファームウェア適用をするための手順書を作成する。
3	パイロット校での試行実施	○受注者 △京都市	<ol style="list-style-type: none"> 1 パイロット校の踏み台 PC にメンテナンスシステムをインストールする。 2 パイロット校の全ての大型提示装置に対して、専用クライアントソフトを適用する。 3 踏み台 PC のメンテナンスシステムを利用し、パイロット校の大型提示装置の運用管理が想定どおりできることを確認する。(現地での立会い必須。)
4	専用クライアントソフトの配布	○ICT 支援員 △京都市	<ol style="list-style-type: none"> 1 全大型提示装置への専用クライアントソフトを適用する。
5	メンテナンスシステムの導入	○運用管理業者 △京都市	<ol style="list-style-type: none"> 1 踏み台 PC に対して、メンテナンスシステムをインストールする。
6	マニュアル等のドキュメントの作成	○受注者	<ol style="list-style-type: none"> 1 メンテナンスシステムの利用方法についてのマニュアルを作成する。 2 ドキュメント作成時点で把握している QA 対応について作成する。 3 作成したドキュメントは適宜、運用管理業者の確認を受けること。

(6) 機能要件

下記の要件を満たすこと。

ア メンテナンスシステム

京都市立学校の踏み台 PC にインストールし、同一校の大型提示装置のメンテナンスを行うためのシステム。以下の要件を満たすこと。

項目	要件
基本事項	大型提示装置製造メーカ(Sony 社)の正式サポートが受けられること。
全体	<ol style="list-style-type: none">1 大型提示装置に導入する専用クライアントソフトと連携するクライアントサーバ型であること。2 踏み台 PC の同一セグメント上の大型提示装置に対して以下の機能が実現できること。<ol style="list-style-type: none">ア ステータスの確認イ ファームウェア及び専用アプリのバージョン確認3 メンテナンスシステムは、下記の OS 上で動作すること。<ul style="list-style-type: none">•Windows 10 Pro•Windows 11 Pro4 70台以上の大型提示装置の運用監視ができること。5 作業者が困った際の支援の仕組みが存在すること。6 GUI で操作できること。
状態監視	<ol style="list-style-type: none">1 大型提示装置のステータス(電源など)が管理できること。2 大型提示装置のソフトウェアなどのバージョンが管理できること。
ファームウェア等更新機能	<ol style="list-style-type: none">1 大型提示装置のファームウェア更新のタイミングを一括で制御できること。2 オンラインストアに登録されるアプリについては自動更新できること。ただし、メンテナンスシステムに関連するソフトウェアについては更新対象外(手動によるインストールが必要)とする。

イ 専用クライアントソフト

メンテナンスシステムの稼働に必要な専用クライアントソフトで、京都市の大型提示装置全台に適用する。以下の要件を満たすこと。

項目	要件
基本事項	1 USBメモリからインストールできること。 2 大型提示装置のプロモードで動作すること。 3 大型提示装置製造メーカー(Sony 社)の正式サポートが受けられること。
アップデート機能	メンテナンスシステムのクライアント側のエージェントとして機能すること。
ログイン無効化機能	アップデートを行うためのログインが不要であること。

4 構築要件

(1) 基本要件・制約事項

構築及び運用開始に当たり、事前に必要と考えられるテスト項目を提示すること。また、テスト実施後は速やかに結果の報告、課題が発生した際の改修を行うこと。

ア 作業の実施場所は、京都市が指定又は許可した場所で行うこと。

イ 光京都ネットに、グローバル IP アドレスを持つ機器を除き、外部から接続することはできない。また、許可されていない端末を接続することはできない。

ウ 既存のネットワークとの連携については、正常な動作を確認し、京都市担当者から承認を受けること。

エ 京都市本番環境の変更を伴う作業を実施する場合は、目的、業務影響の有無、スケジュール、作業内容、作業場所、作業時の連絡先等が記載された作業実施計画書を作成し、作業前に京都市へ説明すること。また、作業後に結果を報告すること。

オ ドキュメント納品後、運用期間中に確認された問題（記載内容の漏れ、間違い等）は責任をもって速やかに対応すること。

(2) 構築時期

ア 令和7年1月31日までにパイロット校での試行実施をすること。

イ 令和7年2月16日までに専用クライアントソフト及びファームウェア適用をするための手順書を納品すること。

ウ 令和7年2月28日までにメンテナンスシステムを納品すること。

エ ドキュメントについては適宜作成し、都度、京都市の確認を受けることとし、確認後の納品物を令和7年3月31日までに納品すること。

5 システム構築実施体制等の要件

(1) 実施体制

ア 京都市で利用中の大型提示装置の技術仕様を熟知した技術者を1名以上含めること。

イ 本業務の実施に当たっては、プロジェクトの進行管理を適切に行うこと。

(2) 管理方法

ア プロジェクト管理

運用開始までに定期的に打合せを行うこと。(開催頻度については、プロジェクトの進捗状況によるものとする。)

イ 議事録

京都市との協議を行う際には、あらかじめ協議事項を設定すること。終了後には、速やかに議事録を作成提出し、内容に疑義がある場合は補正すること。

ウ 課題管理

協議等において生じた課題については、議事録とは別に一覧形式の課題管理表にまとめ、受注者側で対応・回答すべきもの、京都市側で対応・回答すべきものに分け、対応・回答期限を明記すること。

エ 構成管理報告

受注者は構築するシステムの全ての要素について最新の状態を把握すること。また、構成変更があった場合は、京都市担当者へ報告し、承認を受けること。

(3) 導入

ア 京都市庁舎内(データセンターを含む。)において作業を実施する場合は、作業期間及び作業時間について事前に京都市と協議すること。

イ 京都市が承認した作業場所以外で業務を行わないこと。

(4) 検収方法

ア テスト仕様書の作成

パイロット校での試行実施をするに当たり、本仕様書に書かれている全ての機能が正常に動作していることが確認できるテスト仕様書を作成すること。

イ パイロット校での試行及びテスト結果報告書の提出

作成したテスト仕様書を元に、試行実施を行い、テスト仕様書を元に作成したテスト結果報告書を京都市に提出し、承認を得ること。

ウ ドキュメントの検収

ドキュメントは、京都市のレビューによる承認を受けることで検収とする。

(5) 最終納品物の動作確認

受注者は、提供するシステムが性能を含め、要件を満足していることを確認するための動作確認を、京都市担当者立会いの下で実施すること。動作確認項目についてはテスト仕様書に記載されている内容とする。

ア 動作確認

(ア) 動作確認チェックリストを作成すること。

(イ) 京都市が確認できる評価環境を提供すること。

(ウ) 評価、動作確認のために十分な期間を確保すること。

イ 問題発生時の対応について

受注者は、動作確認で問題が発生した場合においても、令和7年2月末までに問題を解決し、動作確認を完了すること。

ウ 動作結果報告書の納品について

受注者は、動作確認の結果を記録した報告書を作成し、納品物とすること。

なお、パイロット校での試行実施において全てのテスト項目に問題がない場合は、テスト結果報告書を動作確認報告書に代えることができるものとする。

(6) システム開発時の留意点

システム開発に当たって必要となる設定について、京都市と協議のうえ、各機能の利用に当たり必要となる要件定義を行うこと。

ア 受注者は本システムの導入に必要な要件定義を行い、京都市の承認を得ること。

イ 受注者は要件定義に基づき、本システムの開発を行うこと。

ウ その他、本書に明示していない事項で、導入時において発生した必要な作業については、京都市と協議により決定することとする。

6 特記事項

(1) 著作権その他の権利の帰属

本業務に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した納品物(当該納品物に組み込まれている、大型提示装置製造メーカ及びその関係会社から提供されたアプリケーション及び市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。)の著作権その他権利については、京都市に帰属させること。

(2) 第三者が権利を有する権利の利用

本業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受注者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。

(3) 京都市に帰属しない著作物

本業務の範囲内で、京都市に帰属しない著作物がある場合、受注者は、京都市に当該著作物の関連文書を納品物として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じて取り扱うこと。

(4) その他

ア 本業務を履行するに当たり、本仕様書に記載されていない事項、又は作業のうえて疑義が生じた場合は、京都市と協議を行うこと。

イ 本仕様書によるほか、「【別添】電子計算機による事務処理等(システム開発・保守)の委託契約に係る共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)に従い本業務を遂行すること。

ウ 共通仕様書第5条に定める複写・複製は、本業務の遂行のために必要最小限の範囲を超えるものをいうものとする。

エ 共通仕様書第6条第4項に定める誓約書は、受注者が京都市から要求された場合に徴することをいうものとする。

オ 共通仕様書第6条第1項、第10条第2項、第11条第2項第3号に定めるそれぞれの報告は、受注者が京都市から要求された場合に限るものとする。

カ 共通仕様書第10条第10項及び第11項は、本業務の遂行以外の場合に限るものとする。

キ 共通仕様書第17条に定める損害賠償は、受注者から京都市に請求することもできるものとする。また、京都市及び受注者が相手方に支払う損害賠償は、受注者が京都市から支払を受ける報酬の総額を上限とする。

ク 本仕様書に定める内容と共通仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、本仕様書に定める内容を優先するものとする。

7 用語の説明

用語	説明
GIGA スクール構想	文部科学省の提唱する、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
GIGA 端末	GIGA スクール構想に基づき、小・中学校(小中学校(義務教育学校)の前期・後期教育課程)及び総合支援学校(小学部・中学部・高等部)の児童生徒に、1人1台整備するタブレット型コンピュータ。
統合端末	教職員用のパソコン。校務をする場合は事務系ネットワークに、教育活動で利用する場合は教育系ネットワークに、1台の端末で接続先を切り替えて利用している。
光京都(ひかりのきょうと) ネット	京都市立学校・幼稚園、教育委員会事務局、教育機関を結ぶ京都市教育ネットワークで、京都市教育委員会のイントラネットとして利用している。管理運営は光京都ネット運用管理業者へ委託。
運用管理業者	光京都ネットの運用管理を行う事業者。本システムの主たる利用者。本調達では、踏み台PCへのメンテナンスシステムのインストール作業を担う。
データセンター	京都市教育委員会が開設したデータセンターのこと。場所については、受注者のみに開示する。
I C T 支援員	I C T機器の操作や授業計画の支援、校内研修などI C T活用に係る日常的な支援業務を行う。現在は民間委託支援員約30名が在籍しており、各校2週に1回程度の学校への訪問支援を行っている。本調達では大型提示装置への専用クライアントソフト適用作業を担う。

電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書

（総則）

第1条 この電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。

2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

第2条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、委託業務の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。

2 乙は、甲が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。

- (1) 契約目的物
- (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
- (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

第5条 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(作業責任者等の届出)

- 第6条** 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
 - 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
 - 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

(教育の実施)

- 第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
 - 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第8条** 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

- 第9条** 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
 - 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
 - 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

- 第10条** 乙は、システムフローチャート、入出力帳票設計書、ファイル設計書、プログラム説明書、プログラムフローチャート、プログラムリスト、コードブックその他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。
- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3 乙は、甲の電子計算機室等を使用する場合は、甲に対し委託業務の履行に着手する前に、甲の電子計算機を使用する作業責任者及び作業従事者の氏名、業務内容及び従事期間を届け出なければならない。また、甲の電子計算機を使用しなくなった作業責任者及び作業従事者の氏名、理由を届け出なければならない。
- 4 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 5 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 6 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
- (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 7 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 8 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。
- 9 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
 - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 10 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 11 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、

電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。

- 12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 13 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- 14 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（データ等の廃棄）

- 第11条** 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
 - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
 - (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

（監督）

- 第12条** 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生のお知らせ）

- 第13条** 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。
- 2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざ

ん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(支給品及び貸与品)

第14条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(検査の立会い及び引渡し)

第15条 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち合わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 2 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、契約書第4条第1項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第15条第3項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第15条第3項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（作業実施場所における機器）

第19条 委託業務の履行に必要な機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。

(別紙)大型提示装置設置場所・設置台数一覧 ※配備時の情報のため、変更があり得る。

No.	学校名	住所/備考	設置台数
1	元町小学校	北区小山西元町14	8
2	上賀茂小学校	北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町1	20
3	柊野小学校	北区上賀茂女夫岩町21	20
4	大宮小学校	北区大宮中ノ社町37	25
5	待鳳小学校	北区紫竹西北町1-3	13
6	鳳徳小学校	北区紫野上鳥田町30	12
7	紫竹小学校	北区紫竹下園生町26	13
8	鷹峯小学校	北区鷹峯北鷹峯町12	7
9	紫明小学校	北区小山東大野町55	12
10	紫野小学校	北区紫野下築山町21	14
11	柏野小学校	北区紫野郷ノ上町36	7
12	衣笠小学校	北区平野宮本町19-6	13
13	金閣小学校	北区平野上柳町61-1	15
14	大將軍小学校	北区大將軍南一条48-2	8
15	室町小学校	上京区室町上立売上る室町頭町261	14
16	京極小学校	上京区寺町石薬師下る西側染殿町658	7
17	新町小学校	上京区中立売通室町西入三丁町457	20
18	西陣中央小学校	上京区大宮通今出川上る観世町135-1	19
19	乾隆小学校	上京区寺之内通千本東入1丁目下る姥ヶ寺之前町919-3	8
20	翔鸞小学校	上京区御前通今出川上る鳥居前町671	8
21	仁和小学校	上京区御前通一条下る東豎町132-1	14
22	正親小学校	上京区浄福寺通中立売下る菱丸町170	7
23	二条城北小学校	上京区浄福寺通下立売下る中務町487	23
24	御所東小学校	上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町290-2	14
25	御所南小学校	中京区柳馬場通夷川上る五丁目242	33
26	高倉小学校	中京区高倉通六角下る和久屋町343	22
27	洛中小学校	中京区壬生坊城町57-1	9
28	朱雀第一小学校	中京区壬生朱雀町8-2	20
29	朱雀第二小学校	中京区西ノ京左馬寮町3-1	14
30	朱雀第三小学校	中京区壬生松原町81	13
31	朱雀第四小学校	中京区西ノ京笠殿町164	13
32	朱雀第六小学校	中京区西ノ京車坂町15-5	8
33	朱雀第七小学校	中京区壬生東土居ノ内町20	12
34	朱雀第八小学校	中京区西ノ京中御門西町25	16
35	洛央小学校	下京区仏光寺通東洞院東入仏光寺西町345-1	24
36	下京涉成小学校	下京区皆山町438-1	12
37	下京雅小学校	京都市下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59	15
38	梅小路小学校	下京区観喜寺町3	13
39	光徳小学校	下京区中堂寺坊城26-1	14
40	七条小学校	下京区西七条石井町61	18
41	西大路小学校	下京区七条御所ノ内西町71-1	7
42	七条第三小学校	下京区西七条西石ヶ坪町5	18
43	九条弘道小学校	南区西九条春日町13	11
44	九条塔南小学校	南区西九条御幸田町109	12
45	南大内小学校	南区八条内田町20-2	7
46	唐橋小学校	南区唐橋西寺町65	20
47	吉祥院小学校	南区吉祥院船戸町34	19
48	祥栄小学校	南区吉祥院蒔絵町14	14
49	祥豊小学校	南区吉祥院三ノ宮町23	13
50	上鳥羽小学校	南区上鳥羽城ヶ前町16	14
51	大藪小学校	南区久世大藪町62	15
52	久世西小学校	南区久世上久世町454	24
53	明德小学校	左京区岩倉忠在地町221	20
54	岩倉南小学校	左京区岩倉北四ノ坪町33	27
55	岩倉北小学校	左京区岩倉忠在地町5	13
56	八瀬小学校	左京区八瀬秋元町324-1	7
57	市原野小学校	左京区静市野中町105	1
58	鞍馬小学校	左京区鞍馬本町632	6
59	錦林小学校	左京区岡崎入江町1-1	19
60	第三錦林小学校	左京区鹿ヶ谷宮ノ前町6	11
61	第四錦林小学校	左京区吉田上阿達15-2	14
62	北白川小学校	左京区北白川別当町70	16
63	養正小学校	左京区田中飛鳥井町1	8
64	養徳小学校	左京区田中上大久保町24	15
65	下鴨小学校	左京区下鴨宮崎町4-2	14

(別紙)大型提示装置設置場所・設置台数一覧 ※配備時の情報のため、変更があり得る。

No.	学校名	住所/備考	設置台数
66	葵小学校	左京区下鴨東梅ノ木町8	19
67	修学院小学校	左京区修学院沖殿町1	22
68	上高野小学校	左京区上高野松田町8	13
69	修学院第二小学校	左京区一乗寺里ノ西町35	15
70	松ヶ崎小学校	左京区松ヶ崎堀町40	15
71	山階小学校	山科区西野大手先町21	13
72	西野小学校	山科区西野櫃川町34	14
73	山階南小学校	山科区東野八代10	21
74	安朱小学校	山科区安朱山川町17	11
75	鏡山小学校	山科区御陵血洗町18	18
76	陵ヶ岡小学校	山科区御陵岡町45	15
77	音羽小学校	山科区音羽森廻り町32	14
78	音羽川小学校	山科区音羽西林36	15
79	大塚小学校	山科区大塚野溝町59	21
80	勸修小学校	山科区勸修寺東栗栖野町42	16
81	小野小学校	山科区小野蚊ヶ瀬町2	17
82	百々小学校	山科区西野山百々町173-1	18
83	大宅小学校	山科区大宅五反畑町69-2	25
84	嵯峨小学校	右京区嵯峨釈迦堂大門町35-1	20
85	広沢小学校	右京区嵯峨広沢西裏町25	14
86	嵐山小学校	右京区嵯峨柳田町35-1	15
87	常磐野小学校	右京区太秦京ノ道町20-5	20
88	嵯峨野小学校	右京区嵯峨野千代ノ道町53	22
89	御室小学校	右京区御室竪町19	14
90	宇多野小学校	右京区宇多野上ノ谷8	17
91	花園小学校	右京区花園車道町1	9
92	高雄小学校	右京区梅ヶ畑奥殿町15	7
93	太秦小学校	右京区太秦奥殿町1-1	29
94	南太秦小学校	右京区太秦前ノ田町22	12
95	安井小学校	右京区太秦安井柳通町15	14
96	西院小学校	右京区西院春日町3-1	33
97	山ノ内小学校	右京区山ノ内山ノ下町22	17
98	梅津小学校	右京区梅津中村町38	19
99	梅津北小学校	右京区梅津開キ町16	16
100	西京極小学校	右京区西京極芝ノ下町31	20
101	西京極西小学校	右京区西京極藪開町4-1	12
102	葛野小学校	右京区西京極葛野町2	19
103	川岡小学校	西京区川島滑樋町14	19
104	川岡東小学校	西京区下津林東大般若町44	16
105	檜原小学校	西京区檜原三宅町24	30
106	松尾小学校	西京区松尾井戸町32	21
107	嵐山東小学校	西京区嵐山東海道町46	13
108	松陽小学校	西京区御陵北山下町15	21
109	桂小学校	西京区桂巽町75-5	14
110	桂徳小学校	西京区桂徳大寺南町2	19
111	桂川小学校	西京区桂上野西町274	19
112	桂東小学校	西京区桂市ノ前町31	20
113	大枝小学校	西京区大枝塚原町4-44	13
114	桂坂小学校	西京区御陵大枝山町二丁目1-52	21
115	新林小学校	西京区大枝西新林町四丁目4	15
116	境谷小学校	西京区大原野西境谷町三丁目5	9
117	竹の里小学校	西京区大原野東竹の里町四丁目1	8
118	上里小学校	西京区大原野上里南ノ町300	14
119	大原野小学校	西京区大原野灰方町439	9
120	深草小学校	伏見区深草西伊達町82-3	24
121	稻荷小学校	伏見区深草開土町12-1	7
122	藤ノ森小学校	伏見区深草石橋町11-2	23
123	藤城小学校	伏見区深草大亀谷五郎太町37	16
124	砂川小学校	伏見区深草ケナサ町25-5	15
125	竹田小学校	伏見区竹田桶ノ井町8-2	15
126	桃山小学校	伏見区桃山町本多上野107	17
127	桃山東小学校	伏見区桃山町伊庭12	20
128	桃山南小学校	伏見区桃山町大島38-109	14
129	醍醐小学校	伏見区醍醐東大路31-1	14
130	小栗栖宮山小学校	伏見区小栗栖宮山1-1	8

(別紙)大型提示装置設置場所・設置台数一覧 ※配備時の情報のため、変更があり得る。

No.	学校名	住所/備考	設置台数
131	池田小学校	伏見区醍醐鍵尾町17	10
132	池田東小学校	伏見区醍醐多近田町2-2	12
133	春日野小学校	伏見区日野田中町31	13
134	日野小学校	伏見区日野谷寺町78	19
135	石田小学校	伏見区石田森西24	8
136	醍醐西小学校	伏見区醍醐川久保町1	9
137	北醍醐小学校	伏見区醍醐片山町11	7
138	伏見板橋小学校	伏見区下板橋町610	21
139	伏見南浜小学校	伏見区丹後町142	21
140	伏見住吉小学校	伏見区住吉町455	15
141	下鳥羽小学校	伏見区下鳥羽長田町203	14
142	横大路小学校	伏見区横大路草津町54-1	10
143	納所小学校	伏見区納所妙徳寺1	13
144	向島小学校	伏見区向島善阿弥町2-3	10
145	向島藤の木小学校	伏見区向島藤ノ木町82-5	7
146	神川小学校	伏見区久我東町60-2	24
147	久我の杜小学校	伏見区久我東町209	22
148	羽束師小学校	伏見区羽束師菱川町640	25
149	明親小学校	伏見区淀池上町106	15
150	美豆小学校	伏見区淀美豆町1244	13
151	加茂川中学校	北区紫竹上長目町5	16
152	西賀茂中学校	北区西賀茂円峰2-26	19
153	旭丘中学校	北区紫野東蓮台野町1	15
154	衣笠中学校	北区衣笠衣笠山町2	18
155	烏丸中学校	上京区烏丸通上立売上る相国寺門前町647-23	8
156	上京中学校	上京区一条通室町西入東日野殿町395・396合地	15
157	嘉楽中学校	上京区今出川通千本東入般舟院前町148	10
158	二条中学校	上京区竹屋町通千本東入主税町911	17
159	北野中学校	中京区西ノ京中保町1-4	12
160	朱雀中学校	中京区壬生中川町20-1	12
161	京都御池中学校	中京区柳馬場通御池上る虎石町45-3	36
162	中京中学校	中京区西ノ京北聖町51	9
163	松原中学校	中京区壬生相合町1	10
164	西ノ京中学校	中京区西ノ京永本町7-1	14
165	洛風中学校	中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町706-3	4
166	下京中学校	下京区楊梅通新町東入蛭子町120-1	19
167	七条中学校	下京区西七条御領町32	15
168	洛友中学校	下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51-2	7
169	八条中学校	南区唐橋門脇町35	12
170	九条中学校	南区西九条南小路町1	8
171	洛南中学校	南区吉祥院落合町31	26
172	久世中学校	南区久世殿城町481-1	17
173	岡崎中学校	左京区岡崎東天王町1	11
174	高野中学校	左京区田中上古川町25	11
175	下鴨中学校	左京区下鴨泉川町40-1	15
176	近衛中学校	左京区吉田近衛町26-53	11
177	修学院中学校	左京区一乗寺御祭田町2	22
178	洛北中学校	左京区岩倉忠在地町823	28
179	山科中学校	山科区東野八反畑町50-1	19
180	勸修中学校	山科区勸修寺平田町92	16
181	大宅中学校	山科区大宅山田113	12
182	安祥寺中学校	山科区西野今屋敷町9-6	11
183	音羽中学校	山科区大塚野溝町86	19
184	花山中学校	山科区北花山横田町27-1	13
185	蜂ヶ岡中学校	右京区嵯峨野開町1-1	20
186	太秦中学校	右京区太秦多藪町14-144	19
187	嵯峨中学校	右京区嵯峨新宮町63-2	19
188	四条中学校	右京区西院日照町1	12
189	西京極中学校	右京区西京極宮ノ東町1	21
190	梅津中学校	右京区梅津北川町34	15
191	西院中学校	右京区西院矢掛町5	14
192	双ヶ丘中学校	右京区花園岡ノ本町4-13	17
193	桂中学校	西京区上桂森上町26	22
194	松尾中学校	西京区松室中溝町101	17
195	桂川中学校	西京区下津林東大般若町43	21

(別紙)大型提示装置設置場所・設置台数一覧 ※配備時の情報のため、変更があり得る。

No.	学校名	住所/備考	設置台数
196	檜原中学校	西京区檜原蛸田町11	21
197	大枝中学校	西京区御陵大枝山町二丁目1-91	15
198	洛西中学校	西京区大原野西境谷町二丁目8	11
199	西陵中学校	西京区大枝南福西町一丁目3	9
200	大原野中学校	西京区大原野上里南ノ町18	9
201	深草中学校	伏見区深草西伊達町1-4	13
202	藤森中学校	伏見区深草池ノ内町55	27
203	桃山中学校	伏見区桃山水野左近東町19	20
204	伏見中学校	伏見区御駕籠町97	23
205	神川中学校	伏見区羽束師菱川町741	37
206	醍醐中学校	伏見区醍醐岸ノ上町21	9
207	春日丘中学校	伏見区日野谷寺町50	14
208	小栗栖中学校	伏見区石田川向43	10
209	栗陵中学校	伏見区醍醐池田町17-1	14
210	桃陵中学校	伏見区桃陵町1-1	8
211	向島東中学校	伏見区向島吹田河原町138	9
212	洛水中学校	伏見区横大路竜ヶ池31	10
213	大淀中学校	伏見区淀下津町257-7	13
214	凌風小中学校	南区東九条下殿田町56	29
215	大原小中学校	左京区大原来迎院町22	10
216	花背小中学校	左京区花背大布施町797	10
217	開晴小中学校	東山区六波羅裏門通東入多門町155	32
218	東山泉小中学校西学舎学校	東山区大和大路通七条下る5下池田町527	17
219	東山泉小中学校東学舎学校	東山区泉涌寺山内町5	14
220	宕陰小中学校	右京区嵯峨越畑南ノ町32-2	5
221	京都京北小中学校	右京区京北周山町中山51	17
222	向島秀蓮小中学校	伏見区向島二ノ丸町151-28	35
223	北総合支援学校	上京区堀川通寺之内上る2丁目下天神町650-1	65
224	北総合支援学校中央分校	下京区油小路通 太子山町602-1	24
225	白河総合支援学校	左京区岡崎東福ノ川町9-2	16
226	東山総合支援学校	東山区東大路渋谷下る妙法院前側町441	17
227	東総合支援学校	山科区大塚高岩3	44
228	鳴滝総合支援学校	右京区音戸山山ノ茶屋町9-2	11
229	西総合支援学校	西京区大枝北沓掛町一丁目21-21	63
230	呉竹総合支援学校	伏見区桃山福島太夫北町52	43
231	桃陽総合支援学校	伏見区深草大亀谷岩山町48-1	8
	予備機等		89
	合計		3,820